

品川区教育会補助金交付要綱

制定 平成20年4月1日 教育長決定

改正 平成24年4月1日 教育長決定

品川区教育委員会要綱第11号

品川区教育会補助金交付要綱の全部を改正する。

(目的)

第1条 この要綱は、品川区教育会（以下「補助事業者」という。）に対し、本区教育の振興徹底を図るために実施する事業の拡充強化を図るため、品川区教育会補助金（以下「補助金」という。）の交付の申請および決定に関する事項その他補助金にかかる予算の執行に関する基本的事項について必要な事項を規定することにより、補助金に関する不正な交付の申請および私用の防止その他補助金にかかる予算の執行の適正化を図るとともに、本区教育の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「補助金」とは、区がその公益上必要がある場合において、区以外の者に交付するものをいう。

2 この要綱において「補助事業」とは、補助金の交付の対象となる事務または事業をいう。

(対象事業)

第3条 補助金は、補助事業者が次の各号に掲げる事業を行うために要する経費のうち、予算の範囲内で教育長が必要かつ適当と認めたものとする。

- (1) 教育研究の充実、向上に関する事業
- (2) 教職員の研修に関する事業
- (3) 学習活動の振興に関する事業

(交付額)

第4条 補助金の交付額は、次の各号に定める額の合計額とする。ただし、当該交付額は予算で定める額を上限とする。

- (1) 品川区教育会会則第20条に定める会費の総額に相当する額。
- (2) 前号に掲げるもののほか、前条各号に掲げる事業で、教育長が必要かつ適当と認めた補助事業に要する額。

(交付予定額の通知)

第5条 教育長は補助事業者に対し、別記第1号様式により補助金の交付予定額を通知する。

(交付申請)

第6条 補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、教育長が別に定める期限までに、別記第2号様式による補助金交付申請書を教育長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 教育長は、前条に規定による申請書を受理した場合は、これを審査し、交付するものと認めたときは、すみやかに補助金の交付の決定をしなければならない。

2 前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、修正を加えあるいは条件を付して交付の決定をすることができる。

(決定の通知)

第8条 教育長は補助金の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定内容およびこれに条件を付した場合にはその条件を補助事業者に通知しなければならない。

(申請の撤回)

第9条 前条の規定により通知する場合において、当該通知にかかる補助金の交付の決定の内容またはこれに付された条件に異議があるときは、当該通知受理後、交付通知の発行期日から14日以内に申請の撤回をすることができる旨を補助事業者に通知しなければならない。

(請求書の提出)

第10条 補助事業者は、第7条に規定する補助金の交付決定通知を受けたときは、教育長が別に定める期限までに別記3号様式による請求書を教育長に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第11条 教育長は、補助金の交付決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなったときは、補助金の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、またはその決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。

2 前項による変更については補助事業のうちすでに経過した期間に要した経費および残務処理に要する経費等を考慮しなければならない。

3 第8条の規定は第1項の規定により措置した場合に準用する。

(変更の承認)

第12条 補助事業者が、次の各号のIに該当する場合は、あらかじめ教育長の承認を受けなければならない。ただし、第1号および第2号に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りでない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容に変更を加えようとするとき。
- (3) 補助事業の全部または一部を中止もしくは廃止しようとするとき。

(事故報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が予定の期限内に完了しない場合、またはその遂行が困難となった場合は、理由その他必要な事項を、書面によりすみやかに教育長に報告しなければならない。

2 教育長は、前項の報告を受けたときは、その理由を調査し、すみやかに補助事業者にその処理について適切な指示をしなければならない。

(遂行状況報告)

第14条 教育長は、補助事業の適正円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、その遂行の状況に関し報告させることができる。

(補助事業の遂行命令等)

第15条 教育長は、補助事業者が交付の決定内容またはこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助対象事業に適合するよう遂行すべきことを命じなければならない。

2 補助事業者が前項の命令に違反したときは、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

3 前項の規定により補助事業の遂行の一時停止を命ずる場合においては、補助事業者が補助金の交付の決定内容またはこれに付した条件に適合させるための措置を指定する期日までにとらないときは、第19条第1項第3号の規定により当該補助金の交付の決定の全部または一部を取り消す旨を明らかにしなければならない。

(実績報告書の提出)

第16条 補助事業者は、補助事業について完了したとき、または会計年度が終了したときは、すみやかに別記第4号様式により補助事業の事業実績報告書および収支決算書を教育長に提出しなければならない。第12条第3号の規定による廃止の承認を受けたときもまた同様とする。

(交付金の額に確定等)

第17条 教育長は、前条の規定により実績報告書を受けた場合においては、実績報告書の審査および必要に応じて行う実地調査等により、その報告にかかる補助事業の成果が交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき額を確定し、当該補助事業者へ通知しなければならない。

(検査等)

第18条 教育長が補助職員をして、補助対象事業の遂行状況および経理について検査をさせた場合または報告を求めた場合は、補助事業者はこれに応じなければならない。

(補助金の経理等)

第19条 補助事業者は、補助金の収入、支出に関する帳簿および事業に関する記録を整備し、経理および事業の状況を常に明確にしておかなければならない。

(決定の取消)

第20条 次の各号の1に該当する場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) いつわりその他不正の手段により交付を受けたとき。
- (2) 他の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

2 前項の規定は、補助金の交付すべき額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第21条 補助事業者は、前条による取り消しがあった場合において、補助事業の当該取消にかかる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、遅滞なく返還しなければならない。

2 前項の規定は、第11条による取消もしくは変更のあった場合または第12条による教育長の承認のあった場合に準用する。

3 教育長は、第17条による補助事業者に交付すべき額を確定した場合において、既にその額を超える額が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(違約金)

第22条 補助金の交付の全部または一部を取り消し、その返還を命じたとき

は、補助事業者は、当該補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の返還額につき年10.95%の割合で計算した違約金を納付しなければならない。

(委 任)

第23条 補助金の交付について必要な事項は、この要綱に定めるほか、教育次長が定める。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。